

東京都及び神奈川県内の建築物（申請一件につき）

（単位：円）

面積の合計	区分 (注1)	建築確認	中間検査 (注2)	完了検査 (注2)	計画変更確認 (注3)	計画変更相当追加説明書 (注4)	仮使用認定 (注5)
100㎡以内	4号等	20,000	26,000	32,000	18,000	24,000	32,000
	4号等以外	35,000	29,000	35,000	32,000	42,000	35,000
100㎡を超え 200㎡以内	4号等	29,000	37,000	43,000	26,000	35,000	43,000
	4号等以外	50,000	41,000	47,000	45,000	60,000	47,000
200㎡を超え 500㎡以内	4号等	39,000	51,000	57,000	35,000	47,000	57,000
	4号等以外	67,000	56,000	64,000	60,000	80,000	64,000
500㎡を超え1,000㎡以内	4号等	123,000	82,000	93,000	123,000	164,000	93,000
	4号等以外	137,000	82,000	93,000	123,000	164,000	93,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	4号等	168,000	138,000	170,000	168,000	224,000	170,000
	4号等以外	187,000	138,000	170,000	168,000	224,000	170,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	—	240,000	140,000	183,000	216,000	288,000	183,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内	—	285,000	145,000	195,000	—	—	195,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内	—	320,000	150,000	235,000	—	—	235,000

(注1)：4号等及び4号等以外については、第1条の3（みなし規定）参照。
 (注2)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第1項参照。
 (注3)：第2条（建築物に関する確認の申請手数料）第3項参照。
 (注4)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第3項参照。
 (注5)：第8条（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）第1項参照。

（加算手数料の概略）

建築確認及び計画変更確認の申請、並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書において、

（消防同意加算）消防同意が必要な申請については、3,000円を加算する。

（天空率加算）天空率審査の必要なものについては、手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000円を加算する。

（構造計算書付加算）建築物の面積の合計が500㎡以下のものについては、下表に示す種別により、次の（1）又は（2）に示す手数料を加算する。ただし、計画変更確認申請並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書の場合は、構造に関して変更がない場合を除く。

- （1） 10,000円
- （2）面積の合計が100㎡以内 30,000円
- 100㎡を超え200㎡以内 35,000円
- 200㎡を超え500㎡以内 40,000円

4号等	構造計算書付（法第20条第1項第4号□を選択の場合）		(2)	
	構造計算書付以外	丸太組構法		
4号等以外	構造計算書付	混構造	(2)	
		混構造以外	地上3階以下	規則1条の3大臣認定建築物 (1)
			地上4階あり	規則1条の3大臣認定建築物以外 (2)

（建築確認のみ）申請書第3面【8.主要用途】欄の区分で、最も主要な用途が、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅、診療所（患者の収容施設のないものに限る。）以外である場合は、以下の額を加算する。

- 面積の合計が200㎡を超え500㎡以内 10,000円
- 500㎡を超え1000㎡以内 30,000円
- 1000㎡を超え2000㎡以内 60,000円
- 2000㎡を超え3000㎡以内 80,000円